

平成26年 6 月13日 開会

平成26年 6 月20日 閉会

(定例第4回)

# 南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第54号

平成26年第4回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月26日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成26年6月13日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

青 砥 日出夫君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成26年 第4回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成26年6月13日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成26年6月13日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第2号 平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第3号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 平成25年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 議案第49号 南部町若者向け住宅条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第53号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第2号 平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第3号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 平成25年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 議案第49号 南部町若者向け住宅条例の制定について

日程第9 議案第50号 南部町税条例の一部改正について

日程第10 議案第51号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第11 議案第52号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第53号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)

---

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

書記	石谷麻衣子君
書記	小林公葉君
書記	中上和也君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	吉原賢郎君
総務課長	加藤晃君	行財政改革推進室長	三輪祐子君
企画政策課長	上川元張君	防災監	種茂美君
税務課長	岡田厚美君	町民生活課長	山根修子君
教育次長	板持照明君	総務・学校教育課長	福田範史君

病院事務部長 ————— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ————— 畠 稔 明君  
福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 芝 田 卓 巳君  
上下水道課長 ————— 仲 田 磨理子君 産業課長 ————— 頼 田 泰 史君

---

### 議長挨拶

○議長（青砥日出夫君） 平成26年6月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

外国におきましては、南沙諸島の領有権をめぐる対立する諸国間の緊張が高まっています。また、尖閣諸島をめぐる問題、歴史認識をめぐる問題、あるいは核ミサイル問題等、解決に向けた真摯な努力を今以上に必要とするときはありません。

1984年、ドイツ・フランスの長年の恨みの代名詞のような、フランスの激戦地であるヴェルダンにおいて、歴史的な和解であるヴェルダンの誓いがなされました。両国は、これにより和解と相互理解を得ました。ヨーロッパでできました。アジアでもできるはずです。いずれにしても、日本にとって真に必要なことは何なのかを考えていくことを強く望むところであります。

これから梅雨の季節がやってきておりますけれども、私たちに恵みの雨をもたらしますが、きのうも大変な雨でありまして災害に対しても考える季節です。昨年7月15日には山陰地方は大雨となり、我が南部町にも大きな被害があり、集落が孤立する事態ともなりました。常日ごろからの備えが大切であることを肝に銘じたところであります。

本定例議会におきましては、補正予算、条例の制定等について御審議をいただく予定としております。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございしますが、町民の要望に応えるべく提出されております諸議案に対しまして、慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます、開会の御挨拶と申し上げます。

---

### 町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 6月定例議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろは町政の推進に何かと議員活動を通じましてお世話になっておりまして、ありがとうございます。おかげさまで町政は大きく進展をしておるというように思っております。ありがとうございます。

3月定例議会以降の大きな事件や事故はなかったわけですがございますけれども、火災が住宅火災1件、草火災が4件、合計5件発生をいたしまして消防団の出動をいただいております。類焼や

けが人はなかったということで安堵いたしております。また、うれしいニュースですけれども、6月8日に熊本県の菊池市で全日本ジュニアボート選手権大会というのが行われまして、南部町の古田直輝君が2位に8秒以上の大差で優勝いたしまして、8月にドイツで行われる世界選手権の切符を手に入れたということでございます。古田君の栄誉をたたえてみんなで応援を、今後の御活躍を祈念したいと、応援したいというように思っております。

さて、この間、出生が9人でございます。それから死亡が43人ございました。人口が1万1,397人ということになっております。前回御報告した数字よりも63名の減少でございまして、人口減少傾向は継続して続いているということでございます。少子化対策など、早急に成果をおさめていかなければいけないということでございます。

さて、本議会にお願いをいたします議案につきましては、条例が3本、補正予算2本、合計5議案お願いをいたすわけでございます。町政の推進にはぜひ御賛同いただきたい議案でございます。どうぞ慎重御審議の上、全議案とも御賛同賜りまして御承認いただきますようによろしくお願いを申し上げまして、御挨拶にかえたいと思います。

---

#### 午後1時00分開会

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成26年第4回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、杉谷早苗君、8番、細田元教君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

まず、すみれ保育園移転新築に伴う意見交換会。5月の8日でございますが、老築化の進んだすみれ保育園を新築するに当たって、議員と町との意見交換会を開催いたしております。

議会と町との意見交換を行い、町の未来を担う子供たちによりよい環境を与えるには、どのようにしたらよいのかを目的として開催しております。

本会では、基本設計が固まったところですので、概略の説明を受け、よりよい保育園にするにはどのようなことが考えられるのか、ここはこのように工夫したほうがよくないかなどについて意見交換を行っております。

具体的には、国道が近くにあるため防音対策、省エネルギーへの工夫、ランニングコスト、気象異常時の対策、保育園の運営形態、耐久性対策、散歩の場所、防犯対策等、多岐にわたって活発に意見交換を行いました。

南部町議会として、子供たちのために最大限の努力をしておりますので、よろしくお願いをしたいということでもあります。以上であります。

次に、西部広域行政管理組合臨時議会、5月の26日でございます。西部広域行政管理組合の臨時議会では、福知山の花火大会の火災事故を受けて火災予防条例の改正がございました。届け出等でございます。

次に、製造請負の締結によって消防指令システムの更新に関する議案でございます。請負契約について、教育委員の任命について審査をいたしました。全議案とも可決されたところであります。

その後、議会終了後、1期、2期の期間工事を終えたりサイクルプラザを視察いたしました。現場視察前に担当者から5億5,000万近く投じた改良工事の概要説明があったところがございます。その基幹改良については前議長のほうが出席等をしておりますので、議決したときの話は私のほうではなかなか掌握しにくいところがあったわけですが、膨大な工事だったということ

でございます。

次に、第39回町村議会議長・副議長研修会が5月の27日、28日に、景山副議長とともに東京のほうに出張をいたしました。「これからの町村議会のあり方」ということで基調講演があり、また各取り組みをしておられる4町、北海道の大空町、神奈川県の大磯町、熊本県の御船町、長野県の南箕輪村という議会議長が4名御出席で、パネリストとして参加をして町の取り組みをお話をされたところでございます。町自体が大体似たようなところでございますが、神奈川県はちょっと一線を画しておりましたけども人口も似たようなところでございますが、やはり自然環境の違いとか、南部町になかなか合わないというような取り組みもあったように思われます。事務局の閲覧に供しておりますので、ごらんをいただければというふうに思っております。

次に、民生教育常任委員会行政調査、井田章雄君。

10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田でございます。行政調査報告をします。

皆さん御承知のとおり、建築して38年有余経過し、老朽化の進んだすみれ保育園を新築するに当たり、新築された保育園がある大山町の中山みどりの森保育園・名和さくらの丘保育園、そして、伯耆町のこしき保育園の視察を去る4月18日、民生教育常任委員会委員において大山町及び伯耆町の新しい保育園を訪問いたしました。

どの保育園におきましても、外部・内部に木が多様化されていて、子供に優しいつくりとされ、ストレス抑制に配慮されたぬくもりのあるつくりでありました。

また、町の未来を担う子供たちによりよい環境を与えるように、多用途に使える広くて長い廊下、絵本に親しむための広いえほんコーナーの設置や、みんなで一緒にお昼ができる広いランチルームなど、さまざまな工夫がしてありました。

最後に、民生教育常任委員会、そして南部町議会としましても、この視察を参考にしながら子供の保育・育成によりよい施設になるよう努力してまいりたいと思います。以上、報告とします。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、議員研修についての報告を求めます。

市町村議会議員研修、白川立真君。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。去る4月、滋賀県のアカデミーでの研修について報告します。

4月23日から25日までの3日間、板井議員とともに「地方議員のための政策法務」という

テーマを受講しました。具体的には、どのようにして条例を立案したらよいかを学びました。日本国憲法第94条において、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるかとあります。また、その時代に合ったその自治体の現状を反映し、実際に生じているテーマ、または生じるであろうテーマに一定のルールを設け自治行政を推進しなければならないと考えます。その一定のルールこそが条例であり、地方分権改革が叫ばれる今日において、地方の権限強化と並行して条例の機能強化が重要だと感じました。また、法なきところに法をつくる場合は、民主主義の理念を最大限に尊重しなければならないと感じました。このたびの講義のテーマでは、その条例についてなぜ立案しなければならないか、条例の目的はどんなものか、我が町南部町においてはどんな内容で規定したらよいのか、他の条例との整合性はどうかなどを中心に勉強しました。

3日間の講義を通して議会人として生きた条例立案をしようと思えば、日々変化する、まるで呼吸をする生き物のようなこの南部町の健康状態を常に把握していなければならないと強く感じました。以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第2号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、報告第2号、平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。報告第2号、平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告いたします。

はぐっていただきまして、繰越明許費の計算書をつけております。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源をつけておるところでございます。最初に民生費、社会福祉費の結婚支援事業61万3,000円を繰り越しておりますが、これも一般財源のほうで61万3,000円を繰り越したものでございます。

以下、17事業ございまして、詳細についてはここに記載のとおりでございますので省略いたしますが、合計といたしまして次のページはぐっていただきまして、翌年度繰越額として2億8,

536万453円を繰り越したものでございます。その財源内訳といたしましては、既収入特定財源として3,078万1,382円、未収入特定財源として2億3,057万9,118円、一般財源として2,399万9,953円でございます。既収入特定財源につきましては、起債の前借りでございます。その部分が既収入特定財源になっておりますし、未収入特定財源につきましては、ここに記載の国庫支出金、あるいは地方債のほうでございます。以上、御報告いたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上で報告第2号、平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

#### 日程第6 報告第3号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、報告第3号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

企画政策課長、上川君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。報告第3号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告いたします。

めくっていただきまして、繰越計算書をつけてございます。

款総務費、項施設費、事業名、大規模太陽光発電施設建設事業、金額は6,828万4,000円、翌年度繰越額が6,828万4,000円。内訳としまして、既収入特定財源が8万4,000円、未収入特定財源が6,820万円ということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 以上で報告第3号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

#### 日程第7 報告第4号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、報告第4号、平成25年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。報告第4号、平成25年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について御報告いたします。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、次のとおり平成25年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書を議会に報告いたします。

はぐっていただきまして、継続費繰越計算書でございます。

事業名は、上水道拡張工事、朝金から落合送水事業でございます。継続費の総額は、5億2,332万9,000円でございます。そのうち、平成25年度の継続費予算現額ですが、予算計上額1億2,586万円、前年度繰越額、平成24年度からの繰越額でございます。1億3,091万2,658円、総額が2億5,677万2,658円でございます。そのうち、25年度の支払い義務発生額が2億4,669万6,406円でございます。残額の1,007万6,252円を翌年度の繰越額とするものでございます。以上、御報告いたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上で報告第4号、平成25年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書についてを終わります。

ここで休憩をいたします。

午後1時21分休憩

---

午後1時23分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

---

日程第8 議案第49号 から 日程第12 議案第53号

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。この際、日程第8、議案第49号、南部町若者向け住宅条例の制定についてから、日程第12、議案第53号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第49号から日程第12、議案第53号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第49号、南部町若者向け住宅条例の制定

について。

次のとおり南部町若者向け住宅条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、昨年度より取り組んでおります少子化対策の一環として若者向けの住宅を設置し、若者層の移住を図り、地域の活性化並びに人口の増加を促進することを目的とするものでございます。

内容について、概要を説明いたします。3条では、設置する住宅についてを記載しております。別表6ページをごらんください。福成地内に軽量鉄骨2階建ての住宅を建設いたします。家賃月額2万円、戸数は4戸、1戸当たり57.1平米としております。想定では2LDK、洋間が二部屋とダイニングキッチンを1つ、6畳と8畳と11畳程度を考えております。

第6条に入居の資格を定めております。35歳以下の単身者、どちらか一方または両方が35歳以下の夫婦、35歳以下で子のいる方を入居の条件とし、また税等の滞納状況、さらに所得なども入居資格要件としております。

第7条は、入居の期間としまして5年としています。

入居の選考、手続などにつきましては、第9条から11条に、家賃、敷金の納付等につきましては、第13条及び14条に記載しております。敷金につきましては、家賃の3カ月分に相当する額とし、退去時に還付をいたしますが、未納家賃分、債務不履行分、損害賠償が生じればそのものを控除することとしております。

住宅の修繕及び費用負担については第15条に、入居者に負担をいただく光熱水費などについては第16条に記載しております。その他、入居後の入居者の住宅管理の義務、転用禁止などを記載しております。

また、22条には他の公営住宅同様5万円以下の過料、過ち料でございます。過料を提案しております。

この条例の施行日は、平成26年8月1日としております。入居募集を想定した日にちを施行日としております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第50号、南部町税条例の一部改正についてを御提案いたします。

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

この改正は、地方税法の改正により行うものでございまして、主に法人住民税、法人税割の税

率、また軽自動車税の税率などを改正するものです。

改正の詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） 税務課長です。そうしますと、改正の詳細について御説明します。

お手元の資料の新旧対照表にて説明したいと思っておりますので、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、今、副町長も申しましたとおり、主なものとしましては法人税の法人税割の税率の改正と、軽自動車の税率の改正が主なものになっております。あとは、地方税法の改正に伴う改正となっております。

まず、1ページ、第23条でございますけれど、これは法人税法において外国法人の関係で、恒久的施設が定義されたものに伴う改正となっております。

次に、33条につきましては、地方税法の改正によりまして号のほうの規定の整備をしております。

続きまして、2ページの第34条の4ですけれど、これは法人税の税率を12.3%から9.7%へ改正をしております。この改正につきましては、26年の10月1日の事業年度のものから適用になるということで、実際にはこの申告が出てくるのは来年度10月以降ということになると思います。

続きまして、同じく2ページの48条、52条につきましては、これも外国法人の規定が法律が変わったことによる改正でございます。

続きまして、57条の改正でございますけれど、これも地方税法のほうで改正になりましたものに基づいて条の整備を行っております。

同じく59条につきましても条の整備を行っております。

続きまして、軽自動車税につきましてですけれど、軽自動車税につきましては、まず4ページですけれど、原動機付自転車50cc以下のものが1,000円から2,000円、50ccを超えるもので90ccまでが1,200円から2,000円、2輪のもので90ccを超えるものについては1,600円から2,400円、同じく3輪のものということで2,500円から3,700円へ変わっております。

また、軽自動車につきましては、同じく2輪のもので側車を含むもの2,400円から3,600円、3輪のものが3,100円から3,900円、4輪以上のもので乗用のものの営業用につきましては5,500円から6,900円、自家用のものにつきましては7,200円から1万800円、貨物のものにつきましては営業用が3,000円から3,800円、自家用のもの

につきましては4,000円から5,000円。それから小型特殊、農耕用のものにつきましては1,600円から2,400円、その他の小型特殊のものにつきましては4,700円から5,900円、2輪の小型のものにつきましては4,000円から6,000円というふうに改正されます。これの適用につきましては、アの号にあります軽自動車のうち、3輪のものから貨物用のものの4,000円のものにつきましては、27年の4月1日以降に登録をしたものが対象になりますので、実質的には28年度課税から税額が上がることになると思います。また、その他のものにつきましては、全て27年から税額が変わるということになります。

続いて、附則について説明します。附則ですけれど、5ページの4条の2につきましては、租税特別措置法の改正に伴って所要の手入れをしております。

続きまして、7ページから12ページにつきましては、居住用財産の買い換え。附則の6条の2、居住用財産の損失損益通算及び繰り越し控除。6条の3の阪神・淡路大震災にかかわる雑損控除等の特例。これにつきましては削除ということになっておりますが、規定がなくなったということではなくて、単に課税標準の計算の目安を定めるものであるから条例からは削除するというので、この規定が全部なくなったというわけではなくて条例上の整理をしたということで、条例には載せないということです。

続きまして、12ページですけれど、寄附金控除の関係ですが、附則の7条の4ですが、これは所得税法のほうで最高税率が40%から45%へ、27年度の所得税からなるということで、それに伴って住民税の寄附金控除の計算自体が変わってくるということでの改正です。

続きまして、第8条は、27年度までだったものが30年度へ時限立法というか、延長されたということの改正であります。

続いて、10条の2ですけれど、10条の2につきましては固定資産税の減額の規定について、耐震に伴う改修工事というのが新しく追加されたということでございます。

続きまして、14ページですけれど、優良住宅等の規定につきましても、これも年度が延長されたということに伴う改正ということで、17条の2はそういうことでございます。

19条につきましては、一般株式等にかかわる課税の整備というのが地方税法の附則のほうでされまして、その整理がなされております。それが15条からずっと載っております。

済みません、附則の16条、14ページの軽自動車の税率の特例という、新旧対照表の14ページの16条についての説明が抜けておりましたので説明します。これにつきましては、軽自動車のほうで14年以上経過したものについて重課を課するというので、今までずっと長いこと車に乗っておられた軽自動車を所有しておる人が14年以上たつと、それぞれ3,900円のも

のは4,600円、6,900円のは8,200円、1万800円のは1万2,900円、3,800円のが4,500円、5,000円のが6,000円ということで、28年度から適用になりますけれど、登録を受けてから14年以上経過したものについては重課ということで、その額になるということが附則の16条で規定してございます。

続きまして、16ページから17ページ、18ページ、21ページ等は、18ページについては附則、法律の改正に伴って株式、固定資産税についての改正が載っております。18ページの21条の2のところで、これは法人の規定のほうが付則の41条の15というのが41条の9ということで、これも地方税法のほうの附則の改正に伴って改正になっております。

また、22条につきましては、東日本大震災のことについて載っているわけですが、22条、22条の2、23条につきましては、必ず条例に定められている事項ではないということで、整理が行われて削除になっております。ですから、23ページまで東日本大震災のものについての削除が行われております。

23ページもそのような削除が行われております。

その後、削除が行われた関係で附則のほうの条整備が23ページの一番下段の個人町民税の税率の特例等というところが23条、25条が23条になったりして条ずれを整備しておりますが、改正の1条の関係でございます。

それから続きまして、24ページからの2条でございますけれど、これは昨年の25年の10月1日に条例14号という形で去年審議いただいたものの改正ということで、まず20条の5を削るは前と同じなんですけれど、21条中2項ということで、先ほど説明しました今回提出してあります条例の21条の2項に41の9項ということで載っておりますけれど、これがまた改正になりまして41条の8項にまた改めるということで、1条で改正したものを2条でまたもう一度改めるという改正が載っております。

次に、施行日につきましては、21条の2項の改正は28年の1月1日から施行するということで、あと、もともとの去年改正いただいたものは28年の10月1日から改正するということでの改正の時期で、4項の規定につきましては3のほうの7条の4以下の規定につきましては29年の1月1日から改正するということで、実施の時期について規定しております。

あと、以下につきましては、経過措置のほうにつきましては条文の後ろのほうに括弧書きで書いてありますけれど、規定の法律をきちっと明記するために改正がなされております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 引き続き、議案第 5 1 号を御説明いたします。南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この改正は、国保税の賦課限度額の改正、軽減措置の変更が主なものでございます。

附則によりまして、附則第 1 項で施行期日を公布の日とし、第 2 項で平成 2 6 年度賦課分から適用する改正としております。

改正の詳細につきましては、税務課長から説明させます。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） 続きまして、国保税条例について説明いたします。新旧対照表の 2 6 ページをごらんください。まず、国保税条例につきましては課税限度額のほうを引き上げになっております。国保税は医療分と後期高齢分と介護分という形で賦課をさせていただいておるのですが、医療分につきましては今回は改正がございません。後期分につきましては限度額が 1 4 万円から 1 6 万円、2 万円の増で、介護保険分につきましては 1 2 万円から 1 4 万円、2 万円の増ということで、2 条のほうが改正になっております。

続きまして、仮徴収についての改正がなされております。これは号整備がなされております。

2 3 条で国保税の減額ということで、国保税の軽減に関して変更になっております。2 3 条の（2）のところで、これは 5 割軽減をかけるときの計算のときに、納税義務者を旧条例では除いていたのを納税義務者を入れて計算するというので、国保の 5 割軽減に該当する人は結果的にはふえていくという改正になっております。

続いて、（3）のほうで、2 割軽減につきまして掛ける係数のほうを 3 5 万円だったものを 4 5 万円に計算をするということで、軽減する人がこれによってまた 1 0 万円掛ける係数をふえたことによってふえるという計算になっております。

以上の改正で、これはことしの 2 6 年の国保税の計算から使っていくということで提案をさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。議案第 5 2 号、平成 2 6 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成26年度南部町一般会計補正予算(第2号)

平成26年度南部町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,138,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月13日

南部町長 坂本 昭文

平成26年6月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

4ページのほうをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。変更でございます。起債の目的ですが、すみれ保育園新築事業。限度額3億3,170万円を4億9,220万円とするものでございます。次に、道路整備事業でございますが、3,680万円の限度額を5,950万円と変更するものでございます。利率、償還の方法、起債の方法等につきましては従来と変わりありません。

8ページのほうにお移りください。歳出のほうから御説明いたします。主なもの、あるいは特徴的なものを御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費でございます。1目一般管理費でございます。165万2,000円を増額いたしまして、3億2,974万2,000円とするものでございます。これは健康福祉課のほうで育休代替等の職員を雇用するものでございます。

次に、16目の企画費でございますが、500万円を増額いたしまして、4億2,156万4,000円とするものでございます。主なものとして、コミュニティ助成事業。これは御内谷と上阿賀区でございますが、コミュニティ助成事業の助成対象が決定になりましたので480万円を増額するものでございます。

それから、22目合併記念事業費でございます。100万円を増額いたしまして、2,820万1,000円とするものでございます。南部町合併10周年記念をいたします記念なんぶ町民花火大会につきましてことは盛り上げていこうということで、花火大会のほうに補助を行いた

いと考えておるところでございます。

次、3款1項1目社会福祉総務費でございますが、258万3,000円を減額いたしまして、3億7,021万7,000円とするものでございます。これは主に地域包括ケアシステムの構築事業ということで減額いたしておりますが、1つには、システムの構築に係ります申請を行ってございましたが、これが不採択になった関係で523万円の減、それから、包括支援センターの強化のために非常勤職員を雇用するというので、その関係で増加をさせていただいております。差し引き299万9,000円の減でございます。

次の9ページでございますが、7目少子化対策費でございます。19万5,000円を増額いたしまして、674万8,000円とするものでございます。これは結婚支援事業ということで、このたび同窓会を活用した婚活機会を提供しようということで、補正をさせていただきたいと思っておるものでございます。

それから、次の3款2項5目保育園費でございますが、1億6,828万5,000円を増額いたしまして、10億4,907万円とするものでございます。主に工事費でございます。1億9,415万8,000円を増額いたしておりますが、これはすみれ保育園の新築事業の関係ですが、工事請負費のほう設計が終わりまして、その関係でいろいろなものの項目もふえたり、あるいは当初予算のほうで概算で考えておりました金額よりも上がった関係で、その分について増額させていただこうと思っておるものでございます。公有財産購入費2,471万1,000円の減でございますが、これは公有財産、土地のほうですが確定いたしましたので、その分を減額させてもらうものでございます。補償費につきましても同様に、額が確定したために不用額を減額させてもらうものでございます。

はぐっていただきまして、10ページでございます。5款1項5目農業振興費でございます。785万7,000円を増額いたしまして、1億1,202万7,000円とするものでございます。主なものといたしまして、多面的機能支払交付金事業ということで、これは従来の農地・水保全管理事業が制度変更になったために内容単価が変わった関係で、その金額を上げさせてもらったものでございます。それから、新規就農総合支援事業でございますが、これは新規就農の方で1名、それから、親元就農ということで夫婦の方が就農されるということで、その応援事業で375万円を計上するものでございます。

それから、11ページのほうに移らせていただきまして、7款2項2目道路新設改良費でございます。2,410万円を増額いたしまして、1億3,392万3,000円とするものでございます。これは町道法勝寺鍋倉与一谷線の改良事業、それから徳長線の改良事業、それから町道

原奥絹屋線の改良事業、それぞれ25年度に計画しておいた部分がいろいろな事情がありましてその年度実施できないものがありました関係で、今年度再度予算を計上させていただいて取り組むものでございます。原奥絹屋線につきましては、県の河川改修の関係で道路がつけかえになります関係で計上させてもらうものでございます。

7款5項1目公園管理費でございますが、159万8,000円を増額いたしまして、1,426万8,000円とするものでございます。これはカントリーパークのほうで照明のほうが切れておりましたり、あるいはトイレの上の明かり取りの窓が破損している。それから、芝生に散水する川からくみ上げるポンプのほうで故障しておりまして、その分を交換するものでございます。

次、12ページのほうでございますが、下段のほうになります。9款3項1目学校管理費でございます。233万5,000円を増額いたしまして、4,585万4,000円とするものでございます。主なものとして、コンピュータ整備事業201万6,000円となっておりますが、これはリース料で組んでおいたものでございますが、計上を誤っておりまして今年度落としてしまっておりまして、申しわけありませんが計上させていただくものでございます。過去からのものでございまして、あと数年残っております。

それから、13ページのほうに移っていただきまして、10款3項1目単県斜面崩壊復旧費でございます。400万円を増額いたしまして、400万円とするものでございます。これは福成地内の斜面の崩壊がありまして、その復旧をするものでございます。

6ページのほうにお戻りください。歳入のほうを御説明いたします。12款1項3目単県斜面崩壊復旧費分担金でございますが、先ほど申しましたように福成地内の斜面崩壊に対します復旧に伴いまして地元の負担金でございます。80万円を増額いたしまして、80万円とするものでございます。

次の14款2項1目総務費国庫補助金でございます。2,449万2,000円を増額いたしまして、3,248万4,000円とするものでございます。これは地域活性化・効果実感臨時交付金ということで、がんばる地域交付金でございますが、25年の国の補正予算によります公共事業の地方負担分に対して来るものでございます。これをベースに財政力、あるいは行革努力によりまして算定されまして、今年度2,449万2,000円の第一次配分を受けているところでございます。

その次の2目の民生費国庫補助金でございますが、41万6,000円を増額いたしまして、6,725万1,000円とするものでございます。これは消費税増税に伴います今の給付金の

関係でございますが、振り込み手数料が不足していた関係でその分を計上いたしましたので、それにつきましては国のほうの100%の手当てということで、ここに収入として計上させていただいております。

15款2項2目民生費県補助金でございます。2,615万円を減額いたしまして、2億859万1,000円とするものでございます。まず最初に高齢者の福祉費補助金でございますが、地域ケア会議活用等推進事業補助金100万円の減でございますが、これは事業の性格上、現在の分が当たらないということございまして、これは減額させてもらうものでございます。次に、児童福祉費の補助金でございますが、緑の産業再生プロジェクト事業、これ今すみれ保育園のほうで該当する事業でございますが、木質部分につきまして計算されるものでございまして、当初1億5,000万を予定しておりましたが、現在は設計が上がった段階でそこまで到達いたしませんので、その部分の分を減額するものでございます。2,515万円の減額を予定しております。

4目の農林水産業費県補助金でございますが、400万円を増額いたしまして、1億5,155万6,000円とするものでございます。主には、先ほど申しました青年就農給付金事業補助金でございますが、これが375万円でございます。

それから、19款1項1目繰越金でございます。2,601万3,000円を増額いたしまして、4,101万3,000円とするものでございます。これは財源の調整のほうで繰越金のほうを充てますので、その分で計上するものでございます。

それから、20款5項5目雑入でございますが、576万円を増額いたしまして、1億831万8,000円とするものでございます。主なものといたしまして、コミュニティ助成事業助成金ということで、先ほど申しました御内谷、それから、上阿賀区のコミュニティ助成事業の関係の歳入でございます。

21款1項2目民生債でございますが、1億6,050万円を増額いたしまして、4億9,220万円とするものでございます。これはすみれ保育園の新築事業ということで、増嵩分に対します起債の充当を行うようにしておるところでございます。

次の5目土木債につきましては、2,270万円を増額いたしまして、7,480万円といたすものでございます。これも道路事業のほうの増嵩分につきまして起債のほうを充当するものでございます。

最終ページ、15ページのほうですが、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をつけております。今回の起債の変更に伴い

まして表を増減を書いておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算書（第1号）につきまして御説明をいたします。

---

議案第53号

平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成26年6月13日

南部町長 坂本 昭文

平成26年6月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

説明のほう、一番最後の3ページで、歳出の御説明をさせていただきます。

歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目維持管理費でございますが、86万8,000円の補正額で、合計4,198万7,000円となります。その内容につきましては、一番右側に説明の欄に詳細上げておりますけれども、主には太陽光発電施設の維持管理を行うために、電気主任技術者を雇用することに伴う増額でございます。

下に第4款予備費がございますけれども、予備費を86万8,000円減額をいたしまして維持管理費に充てるというものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いいたします。

まず、議案第49号、南部町若者向け住宅条例の制定について、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の南部町若者向け住宅条例の案が出てきたんですけれども、この若者向け住宅については3月議会で予算が説明されたときに、議会のほうからは場所の問題、それから、本当に住宅の設置が若者の定住につながるのか等の点から意見が出ました。先ほどの全協では、議会から出た意見を執行部としてはどのように受けとめて協議したのかということ副町長に聞いてきたところなんです。本会議で町長に改めてお聞きするのですが、今回の若者向け住宅条例ということで、数年間南部町に住んでもらうことで南部町のよさを実感してもらおうんだというふうに書いてあるわけですね。ところが、第1の条件としては、まず町の町有地に建てることから場所を選定したのが最優先というふうに副町長からお聞きしました。私は、若者向け住宅を建てることによつての目的ですね。若者が南部町に住んでほしいということにつながっていくのか、今回も20人の子供をふやすためと言っているんですけれども、どうして町の土地というふうに限らなくてはいけなかったのかという問題。このことが若者住宅にどのように影響するかよくわからないので、具体的にそういうところで町長の意見を聞きたいと思うんです。

それから、今回条例化するということになれば、普遍性と公平性がなければいけないと思うんですよ。そこでいえば、35歳ということ年齢を限ってくる若者向けというんですけれども、これはどこから来ているのかということですね。客観的に35歳と区切るのはなぜかという説明をしていただきたい。

それから、5年間として限るといふことなんですけれども、これもどういうことなのか。

町の住宅施策のあり方として、例えば今まででは公営住宅を建てていく問題、または、民間活用であれば住民が建てた住宅等に入るときの家賃の補助、こういうようなことをすれば民間が建ててくれたら固定資産税かって入るわけですよ。そういうところから見て、私は、この若者向け住宅条例が本当に南部町で若者を定着させるために役に立つのかということでは疑問持っているんです。そういうところから、説明していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。まず、効果のところの話を私のほうからしたいと思っています。35歳のターゲットを絞ったところで、住んでもらってという原課のほうの説明もあったんですけれども、子育て支援の中で共通認識、一般質問の中でまた町長との間で御議論があると思いますけれども、今、社会的増減というものが非常に問題になっています。自然増減は生まれる子供さんとお亡くなりになるお年寄りの関係で自然減になることは、これは一定いたし方ないことだと思いますが、南部町の実態として例えば平成25年度であれば55の社会減

となっています。いわゆる外から入ってこられる人よりも出ていってしまう方が多い。この一つの原因に、その若い人たちが一時的に結婚して住むにしても、アパートが不足しているのではないかとこのことをよく住民の皆様から声がかかっています。そういう具体的に言いますと、観音寺新町のあたりにたくさんの方たちが結婚されてそこで新しい世帯を持っている。この人たちを何とか南部町の中で引きとめる。または、一度出た人を一遍帰っていただく。このテストケースとして、今回4戸の若者向け住宅としてつくろうというものでございます。新たに町営住宅の土地を買収してたくさんの戸数を建てるとということも一つの選択肢ですが、やはり一定の効果というものもありますので、それは手探りをするようにまずは遊休の公有地がございまして、ここを有効に使いながら若者たちの定住、移住につなげていきたいという思いでございまして。以上でございまして。（「5年間」と呼ぶ者あり）

5年間の制限をつけましたのは、これは先ほどから申ししていましたようにずっと住んでいただくというものを目的としていません。想定していますのは、先ほど言いましたように米子市内にとりあえずは結婚して出た人が一度帰ってきて、できれば今度親元、または集落内に家を建てていただく、または空き家を使って住んでいただく、町内に住んでいただくということに結びつける。その期間として5年間というものを想定しています。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町有地を使って試してみるんだって、こうおっしゃるわけですね。私、今度町長に聞きますね。町長、町有地に民間が建てた土地、これ民間であって町のものになるわけでしょ、固定資産も入ってきませんよね。それも聞きたいんですけども。例えば本当に外に出た方が南部町においてほしいというのであれば、町内の住民が自分の土地を有効に使って建てた場合、それが有効に機能するかどうか心配ですから、例えば家賃の補助等があればそれは民間活力で補うことになって住民の懐にも入ってくるし、入る方も利用できるということになりませんか。そういうことをいえば、町がすることは公営住宅を安価に公平に提供していることが一つの仕事であると思うし、民間活力というのであれば何も業者でなくても住民の方に協力してもらう方法もあったのではないかと思う。そういうことも今後考えられるのかという点をお聞きしておきます。

どうしても私は、これは全協でもほかの議員から民間業者がもうかることになるのではないかというの、私も同意見なんです。全協で聞いておりましたら、入札というけれどもリース会社は難しいので本当に入札になるかどうか分からない、こういうこともおっしゃっていましたよね。それで、計画見る限りではもう6月に契約してしまうんだから、協議の段階からもうほぼ出来

ースで行っているのかなという感じが否めないんですよ。住民が一番指摘しているのはそこなんですよ。町はするのはいいけれども、住民のためになっているのか業者のためになっているのかわからないと。これも一つの指摘事項だと私は思うんですけども、それに対してどう答えるのか。民間業者というのは入札すると言うけれども、今の段階で絞られるというのであれば何社、どこがあるのかということをお聞きしておきます。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今のリース方式をしますので、どのぐらいあってどう考えているのかということですが、実はこの方式をやっていますのが大山町でございます。大山町の実態を聞きますと1社しかない、そのときには1社しかなかったということを知っております。公募はする必要があると思えますけれども、現時点で私どもも1社ということも想定しながら考えております。以上です。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。民間であろうが公営であろうが、とにかくそのような住宅をどんどん建設していただいて、あるいは団地でも、そういうことが定住施策に役に立てばいいのではないかと考えております。どこでないといけんというわけではない。

それから、町有地なんですけれども、いわゆるあの場所は長い間遊休地でございますして活用されていない土地でありました。そういうところを活用していくのも町長の務めではないかと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1点だけお願いします。これは今の質問にありましたように答弁等にありましたが、要は、町有地で町が結構お金出して若いもんに来ていただくと。この前例は大山町から倣ったと言われますが、私やちも視察しました長野県の飯田市だったかな、こっちの村のほうでもやっていたが、後のフォローなんですね。5年間たったら出ないけん。5年っていったらすぐたつんですよ。そのフォローを、要は、その入られた方のフォロー、後のほうをどのような方策でされて、要は、町にメリットがないと言われますがメリットがあるようにせないけん、入ったと同時にそういうことをきちっとできるかどうかをお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長です。フォローといいますが、先ほど言ったことと同じことなんですけれども、アパートはあくまでも仮の住まいでございます。そこにずっと住んでいただくわけにはなりませんので、できれば親元、または親の近いところ、スーパの冷めない距離に御

夫婦、または子供連れで帰っていただく。これが一番私の望ましいスタイルだと思います。この方策として固定資産税の減免であったり、または3世代同居に対する補助金を今提案していますが、さらにも、さらにこの状況を見ながら、また住民の皆さんのニーズやどの辺にそのポイントがあるのかということを検討しながら、さらに充実したものにしていきたいと思います。まずはこのアパートに入らせていただきながら、どういう動きをしていただくのか。私どもの思いと違った動きがあれば、またそれは修正していかなくてはいけないというぐあいに思っています。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） よくわかりました。恐らく募集とか云々は町がされますね、町営住宅みたいな感じですので。その担当課の方ですね、建設課になるのかな、これ。ですね。この担当課の窓口、これいい話だから相談に来ました。家賃2万円ですね、その2万円がやっぱり響くんですね、その後のことです。その後、確かに2万円ですけども、今副町長が言われましたように南部町には5年間の固定資産税相当額の若者定住施策がございます。ぜひともこの5年のうちに全てのことをいろいろ考えていただきたいことをきちっと言われて、そのようなちょいちょいとしたフォローをできるかどうか。担当課としてもぜひともしていただきたいと思っておりますけど、課長、決意のほどをお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。今の件につきましては、この条例の作成時から課の中でも検討をしております。ただ、副町長のほうも申しましたように、はっきりとしたこれがいというところまで至っておりませんが、そのように頑張りたいというぐあいに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、条例中の第21条第1項第4号です。まず、第21条の第1項、町長は、入居者等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対し、住宅の明け渡しを請求することができるがございます。その第1項の4号でございますが、家賃を3月以上滞納したときという規定がございますが、この3月以上滞納したときに住宅の明け渡しを請求することができる。その法的根拠はございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。法的の根拠というものはございません。ただし、今ある越敷野住宅等、そういった条例としても規定をしておりますが法的に強制力自体はございませんが、やはり明け渡し、こういった行為をされることに対しまして町として行為を起こすべき

というぐあいに考えております。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） この家賃を3月以上滞納したときの、いわゆる住宅の明け渡し請求でございますけれども、これはいわゆる訴訟を起こさない限り私はできないと考えておりますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） そのときには訴訟ということで考えております。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。住宅の明け渡しを請求することができるということでありまして、必ずしなければいけないということでもない。訴訟というようなことを最初から想定してやっているわけではございませんので、規定としてこのように定めて節度のある大家の責めを果たさなければいけないということだろうと思っております。なかなか従来も明け渡し請求の訴訟を起こしたなんていうことは、長い町政の中でも私の記憶ではございません。そこまで考えていただかんでもいいのではないかと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） そういうことでしたら、私は、この条例に家賃を3月以上滞納したときと、こういう文言をはっきり載せるということ自体が私は非常におかしいと思うんですよ。例えば入居者の申請を受け付けた後、恐らく契約書があると思うんですけど、契約書の中で例えば3月以上滞納したときには訴訟を起こす可能性がございますよとか、そういう形の表現のほうが私はよかったと思うんです。条例にこういう家賃を3月以上滞納したときというのが載るといことになると、果たして法律に照らしてどうなのかなというふうに私は考えておりますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今、米澤議員が言われましたとおり、法の全体の中では非常に借家法は利用されている、入居されている人に強力な法令でございますので、裁判になったときにこの内容で勝てるかどうかということは非常に難しいところがございます。ただ、何もせずに、制限をかけるわけですから条例の中で改めて他の条例との整合も含めながら、他の公営住宅の中でこれうたっていますので、含めながら今回上げたものでございます。現実的には非常に厳しい側面があるということは理解しているつもりでございます。

○議長（青砥日出夫君） ほかありませんか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 業者との契約が全協では6月中に行われるということで、入札になるかどうかは実際にはわからないと。今、はっきりしているのは1社、リースでこういうことをやっておられる業者は1社だということの現状から見て、1つは、町の住宅政策を外部の会社にやってもらって、それが町の活性化になるのかなという疑問が1つあります。

それから、もう一つ、家賃が2万円の設定になっていますけれども、先ほど出ました越敷野団地の住宅でも、第二小学校を守るためにあそこに越敷野団地をつくって守っているわけですが、そういう政策等の整合性がとれるんだろかというふうにも思います。私は、業者の利益になるような住宅の建て方ではなくて地元の業者を潤して、それが町の若者定住につながるような方向に持っていくべきではないかというふうに考えているわけですが、ぜひ私はそういう提案をいたしますが、いかがでしょうか。（「提案」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 提案じゃない、わからない部分についてのみ質疑をしてくださいということをおっしゃいますし、提案をお願いしたわけではございません。総括的な質疑のみをお願いしております。条例の制定についてはいかがでしょうかという話になっておりますので、その部分に総括的には前段で話も真壁議員とか話をされましたが、そういうことでお願いをしておりますので、よろしくお聞きをしたいと思います。提案は聞かれたと思いますので。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2点お聞きします。まず、この目的は若者の住宅の設置で定住してほしいということ、十分そのことはわかるんですが、歩どまりですね、例えば5年期限を切って5年後には出ていかなくちゃならない。うまいぐあいに町内に住居を求められたら大変結構なことですが、歩どまりというんですか、入られた方がどれぐらいが町内に定住をされるということを見込んでおられるのかということをお聞きします。1点と、それから、条例の第6条の2項の中の2行目ですね、所得が別に定める金額以上であるということがありますが、一体、この金額が別に定めるがどこにあるか私も載っているのが探せませんので、どれだけの金額を設定されているのか。それと、またその根拠は何なのかということをお聞きしますので、よろしくお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。一定の所得というのは、規則のほうで定める予定にしておりますが、所得の金額では125万円で、こちらは今考えておりますのが障がい者及び寡婦（夫）の方も住民税のほうの均等割がかかる金額ということで、125万円を想定をしております。ある程度の所得のある方ということで、目的に合ったということで考えております。以上

です。（「歩どまり」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 核心の部分になかなか触れませんが、触れられることができませんけども、4軒とりあえず建てますので、その皆さんにはぜひとも全員が残って南部町内に住んでいただきたいと、そういうぐあいに思っています。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 想定ことは難しいと思いますが、先ほど答弁の中で、大山でこういうのをやっておられるということで、当然聞いておられると思うのですが、大山町の現状はどうなんでしょうか、歩どまりとかそういうことありましたら。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。大山の事例につきましては、歩どまり状態は調べておりません。また、委員会のほうで報告したいと思います。

○議長（青砥日出夫君） そうしますと、議案第50号、南部町税条例の一部改正について。  
8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1点お聞きします。この軽自動車税のアップについては、私やち本議会でも反対署名をいたしまして議会発議して出した分ですが、何せ国の税改正によってできたものですが、これによって詳しくは委員会でお聞きしますけども、これによって我が町に与える影響は多大なものかどうか。詳しい金額は委員会でお聞きしますけどもどのように把握されておられるか、お聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、この法人の住民税の税率改正ですが、マスコミ報道によると今度は法人税をがいに下げるってありましたね。これとこれの関連ですけども、この備考欄というかあれ見たら来年の10月1日以降に開始する事業しか適用にならないのか。その2点だけをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） 軽自動車税についてですけど、3輪、4輪の乗用車以外の50cc農耕車の分を今の台数で一応計算しております。全部今の台数がそのままあるとして130万ぐらいの増額、年額で130万ぐらいの増額ということになります。4輪につきましては、新車登録がどのくらいあるかということがございますので、大体例年の例ですと300台ぐらい、年によって違うんですけど300前後の新車登録がございまして、それはちょっと計算をしておりますけれども、300台ぐらいの新車登録があるということで計算をもし必要なら、また委員

会で細かくは資料出させていただきます。

それから、法人住民税の減額のことですけど、これは26年の10月1日以降の事業年度ということで、実際には27年、事業開始年度が26年の10月1日以降ですので、1年間決算が出てから申告ということになりますので、実際には27年度から申告ということになります。国のほうの法人税の税率の減額のことについては、私はわかりませんが、この減額については別に法人税の町民税と都道府県の町民税が両方減額になりまして、それで、その減額になった4.4%分については地方法人税というのが別枠でできるということで、それを交付税の形式で振り分けるということに改正がなっておりますので、法人割自体が減額になったものについては措置があるというふうに、町のほうに交付税措置として来るというふうに伺っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 細田議員も言ったんですけど、町長、この82条関係です。軽自動車の税金のことについてですけどね。議会では、特に軽自動車っていうのは農家もそうだけど、ほとんど持っていますよね。それで上げるのをやめるようにということをやりました。町長、鳥取県も全体の市町村長が集まって国に対して意見言ってくれたんでしょうか。少なくとも副町長から聞く限りでは、よそを見たらいろいろ意見はあったけども上げているので一緒に上げるんだって言っていましたね、副町長。私は、地方自治、地方分権というのであれば、町長、特に鳥取県は軽自動車が多いんですよ。これは1回じゃなくて標準課税毎年払うんですよ、結構な金額です。そういうことでは、私は、議会でも議決しました。町長としてはどのように動いてくださったのかなという聞きたいんですよ。それで、県内の市町村長挙げてこういうことはできんということをやってくれたんでしょうかというのが1つ。

それから、やっぱり聞いておかななくてはいけないのは、これが町民生活に与える影響どのようにお考えですか。住民は、特に軽自動車で子供を送り迎えしたとき、このごろチャイルドシートの義務化とかあってそれにもお金かかるし、結構車持ったらお金がかかるんですよ。人数のいる分だけ軽自動車があると言われてます。こういう事態で町民に与える影響どのように考えているかというのを町長の考えをお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このたびの税制改正については、与党の税制改正大綱によって定められたものでありまして、その大綱に基づいてこのたびのさまざまな軽自動車、あるいは法人住民税などの提案をさせていただいております。

まず、消費税がこの4月からアップになる。自動車取得税という県税があるわけですが、この

自動車取得税を払いながら消費税もまたさらに払うということは、これは税のテクニックといいましょうか、税法上もいささかおかしいところがあるのではないかというような議論もあって、自動車取得税を減額をすると、5%を3%にすると。来年10%になったときには、もう自動車取得税はなくそういう1つの方向性が示されております。これは消費税がとにかくもとなっているわけです。減額しても財源がありませんので、軽自動車税というようなことに税財源の充実を求めるといふことで、振りかえになっているというぐあいに私は理解をしております。

それと、もう一つは、14年以降の車検ということでしたけれども、これはグリーン税制を進めると、いわゆる環境に優しい車の買い換えを促進するといふことで、これは重課税をするといふことなんですけれども、これは年数が長くなったものに対してかけていくといふことだといふぐあいに考えて理解をしております。

御質問ですけれども、県のほうでどう動いたかということですが、確かに鳥取県は軽自動車の普及率が非常に高いといふことで、大きな影響があるだろうとは思いますが、一方で地方税財源の充実強化といふことは果たさなければならぬわけですので、ちょうど今、町村会の要望事項の中にあつたのかどうなのか、ちょっと失念しておりますけれども、税財源の充実強化といふ方向で動いたといふように思っております。特にこれだけを取り上げて特別な運動をした覚えがちょっとございませんので、そのように認識をいたしております。

それから、町民への影響ということですが、当然高くなればそれだけ影響があるといふことですので、そのように認識をいたしております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、この軽自動車税の今回の括弧つきの改正が地方行政の財源の充実になると、それ本当ですか。もしそうであれば、現場どうなんでしょうか。この軽自動車税が上がることによって、これだけ見たら税財源が上がるというんですけれども、前回の委員会でしたっけ、担当課にもお聞きしたんですけども、そんなに町にとってメリットはないのではないかといふことだったんですけども、町長、これが税財源の充実になるといふのであれば、南部町はこのことによって幾ら税財源がふえるのでこういうことをしたいといふことを言って住民の理解得なければ、町議会としても1回反対、やめるべきだと言っているものを出してきて、なかなかそうですかといふことにならないわけなんです。その点を確認したいと思いますが、どうなんでしょうか。

それから、今からでも遅くはないと思いますが、鳥取県の市町村長、県知事挙げて国に対して、国がそう決めるけれども地方分権といふのであれば各市町村でこういうことは決めるから、国と

しても決められた減った分の財源を補助するように、これぐらい言ってもいいのではないですか、  
どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど税務課長が言ったと思いますけれども、130万ぐらいの影響があるということを言ったと思いますが、やはりそれは充実強化の一つの手段ではあると、効果があ  
っておるといように思っております。

それから、議会の研修の報告がさっきあったですけれども、法律の範囲内で定めるということ  
をさっき報告になっておりましたが、地方税法で法律が決まるわけでありますから、これを南  
部町が独自に減額するとか、あるいは逆に増額するとか、そういうことは私はできないと思っ  
ておりますので、言うことはできると思いますけれども実際はできません。したがって、これは条  
例は提案しておりますので、必ず可決をしていただかんといけんというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 続きまして、議案第51号、南部町国民健康保険税条例の一部改正につ  
いて、質疑ありませんか。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1点お聞きします。国保の税条例ですが、一つよかったのは税率  
を改正しなくてよかったということは本当にうれしく思っていますが、この中で今回、後期と介  
護分が2万円ずつ限度額が上がったと。それと、いいことに5割軽減と2割軽減の拡充がされて  
いいこと、上がって下がってどちらになるかなと思いますけど、詳しいところは委員会でお聞きし  
ますけども町全体でこれの影響額と、我が南部町には国保の軽減世帯が半数以上おられるよう  
に思いますが、その人やちの影響はどのようになっておるかだけお聞きしたいと思いま

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） まず、限度額が後期と介護のほうで2万円ずつ上がったことにつ  
いてですけれど、ことしの分で税率が変わらない前提で試算をしました。これについて税額が増に、  
課税のほうが増額になる額というのが大体110万程度増額に、2万円ずつ上がったことによ  
ってなります。

それと、軽減についてですけれど、これも今の状態で試算をしました。これについては総額で  
550万ぐらいの軽減が図るということです。軽減世帯数についてなんですけれど、軽減世帯数  
は5割軽減の方が医療、後期、介護とありますので、医療と後期につきましては、ちょっと介護  
省かせてもらいますけれど、167世帯ふえます、軽減世帯の数が。逆に2割軽減のほうは84  
世帯減るということで、軽減世帯の総数としては83世帯ふえるということです。2割軽減だっ

た方が今回の拡充によって5割軽減に移行するという事と、2割軽減自体が今回の改正によって2割軽減のほうに入ってこられる方がおられるということで、ことしの状態で試算した結果はそういうになっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 詳しいことは委員会で聞きますが、町長、今回国保の賦課限度額の改正、医療分の51万は据え置きになりました。あと後期高齢と介護分、2万円ずつ上がったんですね。町長、今回医療分の51万円が据え置きになった理由はどういうふうに捉えられておりますか、それが1つ。

それと、2つ目、軽減措置では特に今回5割軽減、2割軽減の対象範囲を広げて、今、課長がおっしゃったように全体として軽減世帯数がふえるということになります。この軽減措置を広げてくる、変更してくるとする、国がこういうことを決めてきたのは何でだと思われませんか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。軽減措置を決めたということは、これは国保の構造的な問題を抱えているわけでありまして、そういう構造的な問題を抱えている中で、消費税の増税を4月から行うというようなことで、特別な低所得者対策をしなければいけないのではないかとということで、これは国保の大会などで2,200億円ですか、消費税、これを国保で使わせるように決めて、いろんなところへ要請を言ってきた成果ではないかなと思っております。そういうことで、特別な配慮もいただいたというように思っております。

それから、医療のほうの据え置きなんですけれども、これは本当は医療費の増嵩が去年の10月ごろでしたか、非常に伸びておりました大変な状況になるなと思って、保険税の引き上げもお願いせないけんのではないかと心配したわけなんですけれども、幸いなことにその後おさまったというか、低く推移しまして、当初予定しておりました基金も全額取り崩すというようなことなく、5,000万近く残ったということでありまして、今回はそういうことで医療費の部分については据え置いたと、据え置いて予算が組むことができたということで喜んでおります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が聞いたのは、国が医療分をいつも結構毎年上げてくるんですね、最高限度額を、そうでしたよね。この51万というのは国が改正してきて、最高限度額を51万据え置きなんですよね、今回。ほぼ毎年上げてきていましたね、少しずつながら。これは結構、言ってみれば高額の方に払ってもらったほうがいいのではないかと意見もある一方で、南部町でも総額年で81万円払っている方が何件かいらっしゃるわけなんですよね。そういう中

で、国が今回医療分を据え置いてきたのはなぜかなと、そういうことを聞いたかったわけなんですよ、何でかなと。

もう一つは、軽減措置の変更によって町長は消費税分を国保に還元させることによって影響額を、いわゆる負担増をおさめたんだということは、これは国が言っているんですけども、町とすれば軽減措置の世帯が、今、細田議員が半数以上軽減世帯にかかるって言っていたのがまたふえるということは、南部町の国保世帯の所得はどうかというところの町長の見解が欲しいんですよ。国保税は半数以上に軽減かけなければ払えない税金なのではないか。これは何言うか、ほかに例がありませんよ。入っている方の半分以上軽減かけなければ税金成り立たないというのは、これ高いのではないですか、町長、どうでしょうか。私は、この軽減策は当然だと思うんですけども、国もいよいよ国保が大変な中で踏み切らざるを得ないんだけど、それぐらい高い国保税になっているのではないかと私の、そうではありませんか。それについて町長とすれば、今後国保を維持していく立場から、今回は引き上げの税率は変えなくて済んだんだけど、将来にわたってどうかという点で非常に問題がありますよね。そういう点を見て、国や県に対して意見を上げてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国保につきましては、かねてお話をしておりますように構造的な問題があるということでございまして、失業なさった方や、あるいは高齢になった方、そういう方が最後のよりどころとする医療保険制度になっているわけですから、構造的に非常に運営が難しい。そういうことから、さまざまな要望をしているわけです。1つは、都道府県一本化だとか、保険財政を大きくするんだとか、あるいは調整交付金をしっかり配慮してほしいとか、さまざまな要請をして何とか守っているわけです。

真壁議員は保険税が高いということをおっしゃいますけれども、医療費と比較したときにはこれは安いわけです。医療費と比較すれば安い保険税になっております。この相違は国や県の交付金や税金で賄われておることでありまして、そういう制度を目いっぱい使って、できるだけ住民の皆さんに負担がかからないように国保運営を行っていくということだというように思っております。

それから、医療の据え置きなんですけれども、これもやっぱりそのあたりを国も考えておるというように思っております。よくわかっているけれども、なかなかできないというのが今の現状ではないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩に入りたいと思います。再開は3時10分。

午後 2 時 5 1 分休憩

---

午後 3 時 1 0 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑をいたします。議案第 5 2 号、平成 2 6 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）、質疑ありませんか。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 点だけお聞きします。予算書の 4 ページなのですが、地方債の補正というところで償還方法について聞くんですが、政府資金については云々書いてありますね。それで、償還期限の短縮、あるいは繰り上げ償還もしくは低利に借りかえができるとなっているんですが、以前、私、議会にお世話になった当初のころ、政府資金については繰り上げだとか借りかえは難しいようなことだったんですが、今のところはどうなんですか。ある程度緩和というんですか、それができたんでしょうか。その点についてだけお聞きしますので、よろしくお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。現在も変わらずにそういう甘い条件ではないと思っております。ただ、こういうことがあった場合にはできるということを書いておかないとできませんので、記載はさせてもらっているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確認です。ということは、市中銀行から普通融資の分はいいんだけれども、政府資金についてはそう簡単にいかないというぐあいに認識していいわけですね。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。そのとおりでございます。

○議長（青砥日出夫君） 8 番、細田元教君。

○議員（8 番 細田 元教君） 1 点お願いいたします。議案書では、すみれ保育園の分の起債ですが、1 億 6, 0 5 0 万円ですが、説明資料で 1 2 ページですが、この中で括弧内で合併特例債使っていただいておりますが、合併特例債があとどのぐらい残っておるかだけ教えていただきたい。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。ざっとした話でございますけども、約 2 9

億程度とっております。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） よかった、29億ありますけど。これは延長になりましたね。あと何年ぐらいまでは……（「5年延長」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。5年延長でございます。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 5年のうちにぜひともこの合併特例債を利用しながら、これ一般質問になるかも……。懸案であります大きな事業についても考えがしていただきたいと思いたす。が。（「提案だって」と呼ぶ者あり）やめた。

○議長（青砥日出夫君） 提案ですね、質疑でないですね。

ほか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 事業別説明資料で……（「ページ、ページ、何ページ」と呼ぶ者あり）1つは8ページですね、合併10周年記念なんぶ町民花火大会。これが100万円の増額ということですがけれども、実行委員会に補助をして花火大会の充実を支援するということですが、この実行委員会の主体となっているのは、私の感じ……。はっきりしていませんので、商工会が中心にな……。観光協会が中心なのかなと思っておりますけれども、ことしの10周年記念のお金をつけるということは、詳細に計画を練らんといいんと思いたすけれども、そのあたりどんな計画になっているのかと。（発言する者あり）

それから、2点目は、9ページです。地域包括ケアシステム構築事業ですがけれども、補正が299万9,000円の減額で、その状況としてあいのわ銀行を中心とした地域福祉推進のためのシステム導入の取りやめということが理由になっていると思いたすが、地域包括ケアシステムの構築というのはことしの大きな目玉だったと思うんですけども、今後、これどうされる考えなのかということについてお尋ねします。

それから、12ページです。（「個別だがん」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、個別は……。

○議員（5番 植田 均君） いや、個別じゃないですよ。

○議長（青砥日出夫君） 個別ですね、それは。ページで言っておられるということは個別だと思いたすね。（発言する者あり）（「委員会でもいいだがん」と呼ぶ者あり）

○議員（5番 植田 均君） 12ページで、すみれ保育園の改築問題ですけれども、これ私たちが今、基本設計が終わった段階で議会との意見交換会というのをやったわけですが、それによって設計が見直しがされたのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。最初に、合併10周年記念のなんぶ町民花火大会のことで御質問がございました。まず、実行委員会の構成のことをおっしゃったんですけれども、正確に申しますと実行委員会の会長は商工会の会長がやっただいております。それから、副会長は南部町の建設業協会の会長さん、それから、花回廊で上げることを予定しておりますので地元のあいみ富有の里振興協議会の会長さんが、2人が副会長しておりますし、実行委員には各振興協議会の会長さん、それから花回廊、緑水園、山陰合銀、JA、森林組合、社会福祉協議会等々、町内の各地区、あるいは各団体の代表者で構成をされているところです。

町のお金をつぎ込むからには詳細な事業計画をとということですけれども、実行委員会のほう、もう既に昨年よりも早目に立ち上げて事業の内容について検討を進めておりますし、何回か打ち合わせ等もやって準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。あいのわ銀行を中心とした地域福祉推進のためのシステム導入の取りやめということで、これは地域包括システム構築事業の関連ということで御質問をいただきましたが、これにかわるものということで今新しいものを模索しているところでございます。詳しいことにつきましては、また委員会のほうでお話をさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 私が前にお約束した内容についての経過を申し上げます。議員の皆さんと懇談したときに国道が今度邪魔をして、せっかくの子供たちが桜土手を歩けなくなるというような御案内がありました。新宮谷公園という立派なものもありますので、ただ行くまでの道が余り安全とは言えないということで、県土整備局との協議の場がありましたので、町長とともにその整備を何とか方法はないだろうかということを申し上げます。具体的に今後、町の負担がどうなるのか、県がどのぐらいの手出しをしてくれるのかというようなことも含めながら、すぐにはならないかもしれませんが検討するという回答をいただいております。以上でございます。あと、詳細につきましては担当課のほうから説明します。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。5月8日に意見交換会を開かせていただきまして、さまざまな御意見をいただきました。その中で、詳しいことにつきましては委員会で話ししたいとは思いますが、例えば園庭の広さですとか、砂場のことですとか、いろんな遊びを工夫してほしいということがございました。ただいま砂場等につきましては、泥の遊びができる場所も含め砂場をつくったり、それから、木に触れたりというところを植栽を考えたりして具体的に考えている途中でございます。遊具につきましても御要望があったように、安全なものというようなところを配慮しながら選定を進めているところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点あります。総括質疑です。場所を示したら総括にならないって言ったんですけども、合併10周年記念事業で今回100万円の増になっていますよね。町長、私、6月議会で2,000万円の減額出てくるんじゃないかと思ったんですよ。どうしてここ2,000万の減額出さないのか。理由は、それについての意見ですね。3月議会でも指摘させていただきまして、委員会でも言わせていただいたんですけども、あの2,000万円の音楽祭について言えば、花回廊の15周年、南部町の10周年、それから、国立音楽院の1周年の共同で行うというのであれば、共同で実行委員会等をつくってやるべきではないかと。それについては、検討して補正等も考えたいというのが担当課の意見だったんですよ。進捗状況もあわせてお伺いできたらいいと思うんですけども、少なくとも町が町の予算に上げてすることではないと思うんですよ、中を見ても。これは補正等で対応するべきではありませんか。どうして2,000万の減額をしてこないのかについて説明をいただきたいというのが1点。

次は、今回道路改良費が出ていて、住民からの懸案の道路工事ができることはありがたいことだと思うんですけども、ここで詳細については、工事について担当課に聞くんですけども、今回補正がついて道路改良事業が進むと。この補正のつき方ですね、例えばこれまでもたくさん道路改良の声があると思うんですよ、ありますよね。今回、このように途中で補正が出てくるというのはお金があるからするのか、それとも計画が煮詰まってきた、何らかの条件とかあるわけですよ。その辺の考え方についてどのように町は対処しているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。道路のほうの補正につきましては、地元調整等の計画が煮詰まったということで今回上げさせてもらっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。合併10周年記念を実行委員会方式でやってはどうかということですが、このたびの補正には上げておりませんが、実行委員会方式も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 道路については、一番のネックは地元との調整だということですね。それがスムーズにいけばもっと道路改良が早く済むんだというふうに、極力話し合いができたところについてはお金がつくんだということで理解しとっていいわけですね。住民もきっと聞いていると思いますから、そうだとするに聞いていいわけですね。

それから、町長、先ほど課長が答えたように実行委員会で対応したいと言っているんですよ。実行委員会で対応するという事は、私が実行委員会対応すると同時に、町が責任持つ予算の中に2,000万含むのやめてこれを補正しなさいって言っているんですけど、それについての意見です、どうですか。町が2,000万を都合するのではなくて、以前、1万人コンサートってしたことありましたよね、さだまさし1万人コンサート、実行委員会で、ありましたね。大分前から準備して、たくさん集めようと思ったからね、そういうことを住民と一緒にやっていた、役場がね。今回もどういう発想しているのか知りませんが、そういうことをなさるのであれば財源も含めて、チケットを売るって言っているんだから町の予算には入れてこない。町長、どうですか。何も町が2,000万全部予算を上げて国立音楽院、県の分と一緒にすることはないではないか。そういう立場から言っているんです。そのことを聞きたいんですよ。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。確かに1万人コンサート、さだまさしのものについては純粹に実行委員会で企画されてなされたというように思っておりますが、町もそこに幾ばくかの支援もしたのではないかと思います、今回は10周年でもっと早くからずっと準備すればよかったかもしれませんが、音楽祭をやったらどうかと。特に去年の植樹祭の会場ですね、あそこが芝が張りかえられて非常にいい環境になっておりますし、国立音楽院の卒業生でもある今流行歌手というんでしょうか、ゆずというグループがあるようですけれども、そういう人にやっていただいたらどうかというような案が出て、あのような形に提案をさせていただいておりますけれども、どうも聞いてみるとなかなか難しいのではないかとというような話も聞いております。人気が高過ぎてなかなか来ていただけないのではないかとということで、何とか来ていただけるように努力はせんといけんわけですが、そういう状況であります。

それで、真壁さんがおっしゃるように、私も実行委員会でやったほうが一番いいと思います。

ただ、そういう提案ではきっとできないと思います。誰も今、それだけのリスクを負ってやる人はない。穴があいたときには誰が責任とるかというようなことになって、結果はするなということになると思います。やっぱり町が一枚かむことにおいてみんなも元気が出るし、それではやってみようではないかというようなことになるのではないかと考えております。おっしゃるように、私もその実行委員会方式で町が責任を負わんのが一番いいでしょうけれども、10周年というような節目の行事ですので、町のほうでそういう音頭取りをしてやっておるといふぐあいに御理解をいただきたいわけでございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私もすみれ保育園の増額のことについて少し伺いたいです。かなり大きな金額の増額ですが、これプロポーザルということでプレゼンを4社から受けて、私もその場所に行っておりますんですが、結局、基本的な案だけを提案を受けてこれがいいというふうにして決めて、最終的に金額を出してみたらこれだけの増額が必要だったということなんでしょうか。それとも、当初からある程度の枠をこれくらいの金額でおさまるようにということで、条件をつけられたものなのかどうなのか、プロポーザルのやり方について御説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。プロポーザルのときにどのような条件でされたかということの御質問ですけれども、プロポーザルの実施に当たりまして提示させていただいたのは、基本の規定の規模が延べ床面積2,000平米程度、定員120名のを木造平家建てでつくる。それから、すみれ保育園の基本コンセプトとして地域の子育ち・子育ての環境にあること、さまざまな保育形態に柔軟に対応する空間構成であること、環境に配慮し、ライフサイクルコストの低減に努めることというようなところで、4社の設計事務所さんにアプローチをしていただきました。当初から幾らまでの金額でというようなことでの提示はしておりません。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） ということは、今回、当初は4億3,000万の予算が計上されていて、今回1億9,400万余りが増加になっているということは、これ下手したらもっと3億とか4億とか5億とかプラスになった可能性っていうのもありなもんなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今回の増額補正を、大きなお金を増額しますの

で大変御心配をかけますことをまずおわび申し上げます。2点増額の要素がございます。

まず、1点は、一番大きな点なんですけれども近傍類地で近年に同規模の保育園を建てたときに平米当たりどのぐらいかかったのかを職員に調査させました。保育園を担当します課が町民生活課、相手も町民生活課ということで、その中で電気施設や機械設備が別途発注しているところもあったようでして、その金額が算定の中に落ちているような報告をそのまま受けたところがあったということが1点。

それから、もう1点は、今度は設計事務所と相談しまして昨年から東日本の関係や近年非常に資材が高騰している。資材の高騰というもの、人もいない。この2点が影響しまして今回の補正をお願いする運びになったものでございます。

決して設計は、全く当初全てを予想したものと、全く設計事務所がいろいろな提案をしたためにふえもえたというものでは決してございませんので、その辺を誤解のないよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第53号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） なし。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

16日は定刻より、一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。以上です。

午後3時34分散会

---